質問書に対する回答

業務名
令和４年度オリンピック・パラリンピック教育に関するバス手配業務

質問	実施に向けて調整していく中で、予約状況の兼ね合いにより自社の車両で対応できない場合、協力会社の車両も利用しながら運行するのは可能でしょうか。
回答	役務契約約款第５条第１項ただし書きの規定により、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、役務の一部を第三者に委託することが可能です。 当規定により、役務の一部を第三者に委託しようとするときは、受託者はあらかじめ委託者の承諾を得なければなりません。